

IV 第10回議会報告会当日配布資料

昨年議会報告会での意見・要望に対する検討結果等について

市民の皆様から頂いた「議会活動や市政に対する意見、要望など」を各常任委員会において、さらに深く掘り下げて調査・研究を行い、そのうち重点要望事項については市長に要望し、次のとおり回答をいただきました。

【総務財政常任委員会所管】

〔I〕重点要望事項

(1) アパート等への防災情報の周知方法について

アパート住民等への災害情報の周知方法については、行政の責任として、各地区自主防災組織と連携しつつ、地区の事情に応じ適切な指導を行うよう要望します。

《市長の回答》

災害の発生、または災害が発生するおそれがある場合で、住民を避難させることが必要であると判断したときは、避難勧告等を発令します。また、法令により、特別警報（大雨・洪水）や土砂災害警戒情報、洪水予報についても、市は住民に**防災情報（※1）**をお知らせします。

また、それらの情報は、角田市地域防災計画において、複数の**伝達方法（※2）**によって提供することとしています。

さらに、災害が発生し被害が生じた場合には、住民にその被害の状況や避難所情報、食料・水の提供情報や生活する上での情報を提供します。これは、広報車や広報誌による情報提供やラジオ・テレビから情報の提供を行います。

具体的な災害広報としては、安否情報、被害状況、避難場所等情報、生活支援・道路情報、食料・水の供給情報、保健衛生・ライフライン・道路復旧状況、相談窓口の設置情報、被災者援助、助成措置の情報、ボランティア情報等があります。

なお、アパート住民等への防災情報の周知に関しては、防災安全課として住民への情報の周知と区別して行う考えはありません。しかし、周知徹底が図られるように検討を進めるとともに、自主防災組織との連携が可能な部分についても、連携を進めてまいりたいと考えています。

※1 防災情報

避難勧告等：避難準備情報、避難勧告、避難指示

気象情報等：特別警報（大雨・洪水）、土砂災害警戒情報

洪水予報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

※2 伝達方法

行政区長一斉ファクシミリ、電話連絡、市広報車、消防団による広報、市ホームページ掲載、安全安心メール、緊急速報メール、データ放送

〔Ⅱ〕 継続調査事項

- (1) デマンド型乗合タクシーのみやぎ県南中核病院への運行について
- (2) 空き家対策について
- (3) 空き家等の危険家屋に対する適正な管理の対応について
- (4) 角田市地域防災計画における水害時のハザードマップの作成及び避難場所・避難経路等の市民への公表について
- (5) 災害時における避難等の周知のためのサイレンの設置について
- (6) 土砂災害危険箇所の周知・避難等の対応について
- (7) 水害時における土のうのストック場所の設置について
- (8) 雨水対策（小田川の治水、長瀬・鱸沼地内の治水）について

【教育厚生常任委員会所管】

〔Ⅰ〕 重点要望事項

(1) ごみの分別と不法投棄について

「看板等の増設を含めた広報の周知徹底」、「仙南地域広域行政事務組合に対する負担金の減額分やダンボール等の売り払い収入等市民が努力した分は、ごみ分別や不法投棄対策として予算化」、「市独自の不法投棄者の摘発方法」、「罰則を含めた条例制定」の検討を要望します。

《市長の回答》

「看板等の増設を含めた広報の周知徹底」及び「仙南地域広域行政事務組合に対する負担金の減額分やダンボール等の売り払い収入等市民が努力した分は、ごみ分別や不法投棄対策として予算化」については、市職員等が、希望する行政区等に対して行う「ごみの分別出前講座」による周知徹底や不法投棄防止対策（監視カメラ・不法投棄防止看板等）の予算化を角田市環境衛生組合連合会と協議し検討します。

「市独自の不法投棄者の摘発方法」及び「罰則を含めた条例制定」については、角田市が委嘱している生活環境衛生推進員と連携し、廃棄物の不法投棄を発見した場合の通報などによる不法投棄防止対策を徹底するとともに、不法投棄の罰則については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の周知徹底を図ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（罰則）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 4 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

(2) (仮称) 仙南クリーンセンターについて

地元の西根地区以外からも安全性について心配の声が出ていることから、(仮称) 仙南クリーンセンター建設に係る事業説明を広く市民に周知するとともに、施設建設完了後の管理、測定の方法等、安全性についても広報かくだ、ホームページ、まちづくり懇談会等、市内全域に広報することを要望します。

《市長の回答》

(仮称) 仙南クリーンセンター整備事業の周知方法については、仙南地域広域行政事務組合で2市7町全世帯に年3回発行している広報誌「せんなん広域エリアマガジン」平成27年8月号において、(仮称) 仙南クリーンセンター整備工事状況を掲載していただきました。また、同広報誌の平成28年4月号において、(仮称) 仙南クリーンセンターの概要など詳細内容を掲載していただくことで調整しています。工事の進捗状況については、仙南地域広域行政事務組合のホームページからも確認できます。

なお、今後も事業の実施主体である仙南地域広域行政事務組合と協議し、周知方法について検討してまいります。

〔Ⅱ〕 継続調査事項

(1) 角田自治センターの現状と今後について

【産業建設常任委員会所管】

〔Ⅰ〕 重点要望事項

(1) 道の駅に関することについて

当局に対しての課題として

- ①施設の管理運営に対する不安等について
- ②地域産業（農業・商業・工業）の活性化策について
- ③将来に向けての財政計画の見通しについて

の3点を提言していますが、市民並びに議会に対して説明不足のため、市民の不安がぬぐえない状況にあります。

市民や議会に対し、説明機会を設けるよう要望します。

《市長の回答》

賑わいの交流拠点施設（道の駅）は、地域産業の活性化に資する事業目的を持った施設で、角田市第5次長期総合計画に位置付けられた施策の一つです。

平成 26 年度に「賑わいの交流拠点施設整備基本計画」を策定いたしました。議会、議会報告会、まちづくり懇談会及び地区振興協議会からのご意見の「①施設の管理運営に対する不安等について」、「②地域産業（農業・商業・工業）の活性化について」及び「③将来に向けての財政計画の見通しについて」を平成 27 年度においては、これらの問題を解決すべく、整理・とりまとめを行っています。

「①施設の管理運営に対する不安等について」及び「②地域産業（農業・商業・工業）の活性化について」は、施設の管理運営団体の方向性、事業運営方針、事業計画及び収支計画等をまとめた「賑わいの交流拠点施設整備実施計画（案）」を策定し、対応してまいります。

「③将来に向けての財政計画の見通しについて」は、平成 26 年度には、市民センター整備事業、平成 27 年度には給食センター整備事業と大規模事業を実施しています。そして、平成 28 年度以降は賑わいの交流拠点施設整備事業を予定しておりますが、その財源は国庫補助金、地方債のほか一般財源で約 1 億 9,800 万円となっています。平成 26 年度末の財政調整基金の残高は約 19 億円となっており、実施計画により平成 28 年度以降も各種事業実施による取崩しを予定していますが、大規模事業が終了する平成 30 年度末においても決算ベースにおいて基準値である標準財政規模の 1 割以上の約 10 億円以上を確保できるよう財政計画を策定し、対応してまいります。

なお、平成 27 年 11 月 16 日に開催されました角田市議会全員協議会において、「賑わいの交流拠点施設整備実施計画（案）」及び「財政計画の見通し」について説明を行い、議員各位よりご意見やご提案等をいただきましたので、その内容を整理・調整したうえで、実施に向けた計画として取りまとめまいります。「実施計画書」の内容については、市の広報紙や地区振興協議会等を通じて、市民のみなさんへお知らせする予定としています。

〔Ⅱ〕 継続調査事項

- (1) 除融雪に関する現状と今後の対策について
- (2) 有害鳥獣（イノシシ、サル等）被害の現状と今後の対策について
- (3) 角田市公営住宅長寿命化計画及び中島上住宅の建設計画について
- (4) 通学路の安全確保、不審者対策、防犯灯、街路灯の整備及び危険箇所の改善対策等について
- (5) 角田市農業の館に関することについて
- (6) 角田市独自の農業政策について
- (7) 中心市街地活性化等に関することについて